

石川県公報

平成30年4月4日(水曜日)

号 外

(第41号)

目 次

規 則			
○石川県組織規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	1	○グループ制に関する運営規程の一部改正	2
訓 令		人事委員会	
○グループ制に関する運営規程の一部改正 (行政経営課)	1	○県の事務所に係る労働基準法による区分の一部改正	2
教育委員会			
○石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則	2		

規 則

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十五号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和二十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「として交通政策課」の下に「及び並行在来線対策課」を、「交通政策課長」の下に「及び並行在来線対策課長」を加える。

第十五条第五号の表企画調整課の項中13を14とし、12の次に次のように加える。

13 栄養の改善指導に関する事。

第十五条第五号の表健康推進課の項10中「及び栄養改善」を削る。

第十七条第十五号の表中

生産部	志賀事業所	1	種苗の生産及び配布に関する事。
	美川事業所	2	栽培漁業の指導に関する事。

生産部	能登事業所	1	種苗の生産及び配布に関する事。
	志賀事業所	2	栽培漁業の指導に関する事。
	美川事業所		

に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月五日から施行する。

訓 令

石川県訓令第7号

庁 中 一 般
出 先 機 関

グループ制に関する運営規程(平成17年石川県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

平成30年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1新幹線・交通対策監室の部を次のように改める。

新幹線・交通対策監室	交通政策課	新幹線対策グループ、交通政策グループ
	並行在来線対策課	経営企画グループ

別表第1県民文化スポーツ部の部文化振興課の項中「音楽文化振興グループ」の次に「整備グループ、企画グループ」を加え、同部スポーツ振興課の項中「企画管理グループ」の次に「合宿誘致グループ」を加え、同表健康福祉部の部厚生政策課の項中「生活自立支援グループ」を「保護グループ」に改め、同部医療対策課の項中「国保対策グループ」を「国保指導グループ、国保財政運営グループ、県立病院グループ」に改め、同表土木部の部営繕課の項中「建築グループ、設備グループ」を「建築第一グループ、建築第二グループ、設備第一グループ、設備第二グループ」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月5日から施行する。

教 育 委 員 会

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月四日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第1号

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
第五条の表教職員課の項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の1号を加える。

6 学校職員の業務改善の推進に関すること。

附 則

この規則は、平成三十年四月五日から施行する。

石川県教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

グループ制に関する運営規程(平成17年石川県教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成30年4月4日

石 川 県 教 育 委 員 会 教 育 長

別表第1教職員課の項中「免許・企画グループ」を「免許・法制グループ、業務改善推進グループ」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月5日から施行する。

人 事 委 員 会

石川県人事委員会告示第1号

県の事務所に係る労働基準法による区分(昭和46年石川県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、平成30年4月5日から施行する。

平成30年4月4日

石 川 県 人 事 委 員 会

別表知事の部別表第1各号に該当しない官公署の項中「分室を含み、」を削る。